

柏原市新規出店促進事業募集要項
(一般枠)

1 事業目的

この事業は、市内の空き店舗又は空き家を活用し、当該年度中に新規出店を行う又は行った事業者に対し、店舗改装費の一部を補助することにより、空き店舗又は空き家を減らし、地域商業の活性化及び商工業の振興を図ることを目的とします。

2 応募期間及び受付場所

応募期間：令和4年7月25日（月）～令和4年10月7日（金）

9：00～17：00 ※土、日、祝祭日を除く。

受付場所：柏原市 市民部 産業振興課

柏原市役所3階（安堂町1-55）

3 補助内容

(1) 補助対象

柏原市内の商業活動を休止している空き店舗又は空き家で、自ら探してきた賃貸物件に係る店舗改装費の一部を補助する。対象経費等については、別表に定める。なお、空き店舗又は空き家が自己所有の物件については、対象外とする。

別表

区分	対象経費	(補助対象とならない経費)
店舗改装費	内装工事費、外装工事費、給排水工事、電気工事等(※1)に係る経費	・直接事業の用途に付さない部分に係る経費 ・当該店舗と一体的ではない什器及び備品の購入に係る経費 ・親族等が所有する物件に対する改装費

※1・・・店舗改装費の判断基準については、別に定める。

(2) 補助金額

店舗改装費の補助金額は補助対象経費の2分の1とする。

※補助金額は、合計60万円を最大とする。合計額に1千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(3) 支援対象者

① 柏原市において、空き店舗又は空き家（賃借物件に限る。）を活用し、(4)中の補助対象期間

に小売業等の店舗の出店を行おうとする者又は行った者であること。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業を除く。

- ② 法人に当たっては、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であること。
- ③ 柏原市暴力団排除条例（平成25年柏原市条例第27号）第2条の暴力団員でないこと。
- ④ 中小企業者以外のものが営むフランチャイズ・チェーンに加盟していないこと。
- ⑤ 市・府民税、固定資産税を滞納していない者であること。
- ⑥ 宗教活動や政治活動を活動目的としている者でないこと。
- ⑦ 支援の対象が、他の補助金などの対象経費と重複していないこと。
- ⑧ 既に市内において事業を営んでいる者である場合は、当該事業の廃止等をしないこと。
- ⑨ その他市長が不適切と認めた者でないこと。

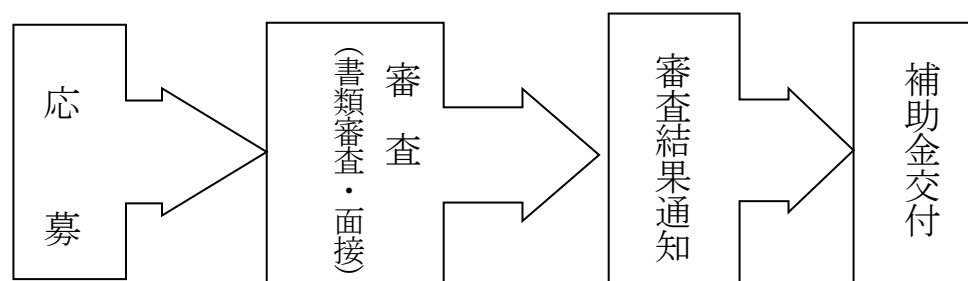
(4) 補助対象期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

4 応募条件

- (1) 申請した内容に基づき、継続して2年以上事業を行い、積極的かつ継続的に事業を行うよう努めること。
- (2) 1週間当たり4日以上程度営業し、かつ一週間の営業時間合計が20時間以上程度であること。
- (3) 事業開始後2年間は、市長に業務報告書を提出すること。また、市の要請に応じて柏原市商工会による経営指導を受けること。
- (4) 補助対象事業のうち許可、認可、登録等が必要な事業にあつては、その許認可等を取得していること。

5 応募から補助金交付までの流れ



6 応募・選考

【応募方法】

この募集要項を確認の上、応募書類に必要事項を記入し、令和4年10月7日（金）午後5時までに、柏原市市民部産業振興課へご提出ください。

【申請書類】

- i 柏原市新規出店促進事業への応募申請書（様式1）
- ii 柏原市新規出店促進事業事業計画書（様式2）
- iii 柏原市新規出店促進事業収支予算書（様式3）
- iv 応募者が希望する空き店舗又は空き家物件の賃貸募集内容を記した書類等
- v 個人事業主にあつては住民票の写し、法人にあつては履歴事項全部証明書の写し（いずれも申請日前3箇月以内発行のものに限る。）
- vi その他市長が必要と認める書類

【選考方法】

新規出店促進事業選定委員会において書類審査及び面接（プレゼンテーション審査）を行います。

※審査結果については、12月上旬～中旬を予定しています。

【審査基準】

- i 事業主（意欲、協調性、事業経験・知識）
- ii 事業計画（運営体制・雇用創出、収支計画、持続性・発展性、事業適正）
- iii 事業内容（事業内容・業種適正、新規性・独創性、地域・顧客ニーズ）

7 支援件数 2件

【応募受付・問合せ先】

柏原市 市民部 産業振興課

TEL：072-972-1554

FAX：072-971-2530